



2022年5月10日

各 位

会 社 名 セイコーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 修司
(コード番号 8050 東証プライム)
問合せ先 総務部長 田嶋 直樹
(TEL 03-3563-2111)

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、商号の変更および定款の一部変更について、本年6月29日開催予定の第161回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しており、グループの総合力を強化・発展させる体制構築が急務となっております。こうした状況のもと、各事業の経営管理を主体とした持株会社体制から、各事業で保有する経営資源の相互活用、イノベーション創発の支援を強化する持株会社体制への変革を企図し、商号の変更を行うものであります。

(2) 新商号

セイコーグループ株式会社（英文名 SEIKO GROUP CORPORATION）

(3) 変更予定日

2022年10月1日

※本商号変更は、本年6月29日に開催予定の第161回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①上記1に記載の商号変更を行うため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

i) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

ii) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

iii) 現行定款第16条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。

iv) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③株主総会、取締役会、監査役会の議事録を、電磁的記録をもって作成することを可能とするため、現行定款第19条（株主総会の議事録）、第30条（取締役会の議事録）、第40条（監査役会の議事録）について所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>セイコーホールディングス株式会社</u>といい、英文では <u>SEIKO HOLDINGS CORPORATION</u> と表示します。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、会社法施行規則および会社計算規則に従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができます。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、当社に保存します。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>セイコーグループ株式会社</u>といい、英文では <u>SEIKO GROUP CORPORATION</u> と表示します。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとします。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができます。</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会の議事録は、法令の定めに従い書面または電磁的記録をもって作成し、当社に保存します。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印のうえ当会社に保存します。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面をもって作成し、出席監査役が記名捺印のうえ当会社に保存します。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い書面または電磁的記録をもって作成し、出席取締役、出席監査役が記名捺印または電子署名のうえ当会社に保存します。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い書面または電磁的記録をもって作成し、出席監査役が記名捺印または電子署名のうえ当会社に保存します。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条の変更は、2022年10月1日をもって、その効力を生じるものとし、</u> <u>なお、本附則第1条は、当該変更の効力発生日の経過後、これを削除します。</u></p> <p>第2条 <u>第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」といいます。)から効力を生じるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第16条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有します。</u></p> <p>3. <u>本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除します。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

(ただし、商号変更の効力発生日は2022年10月1日(予定)とします)

以上